

## 公益信託認可後の手続について

内閣府公益法人行政担当室

### 1 公益信託認可後に行う必要がある手続について

公益信託認可を受けた受託者は、公益信託認可を受けた後遅滞なく、次の【1】、【2】の書類を作成し、住所（主たる事務所）に備え置き、閲覧等に供するとともに、行政庁に提出する必要があります（公益信託法第20条、第21条）。

#### 【1】事業計画書、収支予算書等

公益信託認可後、最初の信託事務年度においては、以下①～④の書類について、**公益信託認可を受けた後遅滞なく**作成して、最初の信託事務年度の末日までの間、住所（主たる事務所）に備え置き、閲覧等に供する必要があります（公益信託法第20条第1項、第4項、公益信託規則第39条）。

また、①～⑤の書類を行政庁に提出する必要があります（公益信託法第21条第1項、公益信託規則第44条、第48条第1項）。電子申請の手続名は、「N1-1\_事業計画書等の提出」になります。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（※1）
- ④ 当該信託事務年度開始の日における「公益事務の種類及び内容」及び「受託者及び信託管理人に関する信託行為の内容」を記載した書類（※2）
- ⑤ ①及び②の書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類（※3）

※1：③の書類について、資金調達や設備投資を行う予定がない場合は電子申請のオフライン様式にある「資金調達及び設備投資の見込み」シートに、資金調達や設備投資を行う予定がない旨を記載して提出してください。

※2：④の書類について、公益信託認可申請時のものから記載事項に変更がない場合は、電子申請のオフライン様式「事業計画書等に係る提出書」シートの「直近提出書類より変更なし」という箇所に☑を記載して提出してください。

※3：⑤の書類については、信託管理人の署名等をした書面のほか、当該者（本人）からの電子メールなどを提出してください。

#### 【2】信託財産に係る財産目録、受託者等名簿、公益信託報酬の支払基準を記載した書類等

公益信託認可後、最初の信託事務年度においては、以下①～③の書類について、**公益認定を受けた後遅滞なく**作成して、5年間、住所（主たる事務所）に備え置き、閲覧等に供する必要があります（公益信託法第20条第2項、第4項）。

また、①～⑤の書類を行政庁に提出する必要があります（公益信託法第21条第1項、公益信託規則第49条第1項第4号）。電子申請の手続名は、「N2-3\_信託概況報告等の提出（公益信託の認可後遅滞なく提出する場合）」になります。

なお、公益信託規則第40条第1項各号に掲げる書類については、同条第2項の規定に

より、公益信託認可を受けた後遅滞なく提出する際には、作成は不要です。このほか、公益信託法第20条第4項には、信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類についても規定されていますが、これらの書類は、公益信託認可を受けた後遅滞なく提出する対象ではありません。

- ① 信託財産に係る財産目録（公益信託認可を受けた日前日時点のもの）
- ② 受託者等名簿（受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載したもの）
- ③ 公益信託報酬の支払基準を記載した書類
- ④ 信託行為の内容を証する書面（※4）
- ⑤ 信託財産の移転を証する書類（登記事項証明書、金融機関の通帳等の写し等）

※4 ④の書類については、行政庁による公表の対象となりますが、個人情報保護の観点等から、例えば、個人である委託者の住所、遺言書のうち公益信託とは無関係の部分等については黒塗りをして提出することができます（その場合は、黒塗りをしていない書類も併せて提出してください。）。

公益信託認可後遅滞なく作成する書類並びに毎信託事務年度の開始前及び終了後に作成する書類の備置き、行政庁への提出等の詳細については、「公益信託認可等ガイドライン」第5章第2節第1、「公益信託認可申請の手引き」のIV-2 開示書類の作成・行政庁への提出等をご覧ください。

- ・ 「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」
- ・ 「公益信託認可申請の手引き」

<https://www.koeki-info.go.jp/trust/xdhrfcsob0.html>

## 2 公益信託認可後、行政庁において公表されることとなる書類について

行政庁に提出された上記1の【1】、【2】に記載の書類（【1】の⑤、【2】の⑤は除く。）は受託者から提出されたままの状態では公表されませんので、本人の同意を得ていない個人情報等が含まれることがないように、記載には十分ご注意ください。

## 3 公益信託認可後に申請した事項を変更する場合の手続について

公益信託の受託者は、信託法における信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任を含む公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をするときは、公益信託規則第11条に規定される軽微な信託の変更等を除き、行政庁の認可を受けなければなりません（公益信託法第12条第1項）。

また、公益信託法第12条第1項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合には、公益信託の変更の届出を行うこととなります（公益信託法第14条第1項）。

公益信託の変更の認可及び変更の届出手続の詳細な内容については、「公益信託認可等ガイドライン」第4章第2節第3、第4をご覧ください。